

## 入院時の食事代の自己負担額が見直されます



### ●稲美町国民健康保険・後期高齢者医療制度からのお知らせです

4月1日から国の制度改正により、入院と在宅療養の負担の公平を図るため、入院したときの食事代の自己負担額が、下記の表のとおり見直されることになりました。

#### 入院したときの食事代の負担額（見直しは太線枠囲み部分）

所得区分	一食あたりの食事代の負担額	
	現 行 (3月31日まで)	見直し後 (4月1日から)
一般所得者	360円	460円
70歳以上の現役並み所得者	260円	260円
指定難病患者、小児慢性特定疾病患者	210円	91日目以降160円 ※
住民税非課税世帯、低所得者Ⅱ	100円	100円
低所得者Ⅰ	100円	100円

※過去12カ月の入院日数が91日目以降の減額を受ける場合は、別途申請が必要です。  
○精神病床に入院されている人は、条件により食事代の負担額が据え置かれる経過措置があります。

【問合せ】 住民課 保険年金係 ☎492-9135

なお、稲美町国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入している人は、加入している保険者にお問い合わせください。

## 平成30年4月から国民健康保険制度が変わります

国民健康保険制度は、平成30年度から県と市町が共同保険者となって運営します。

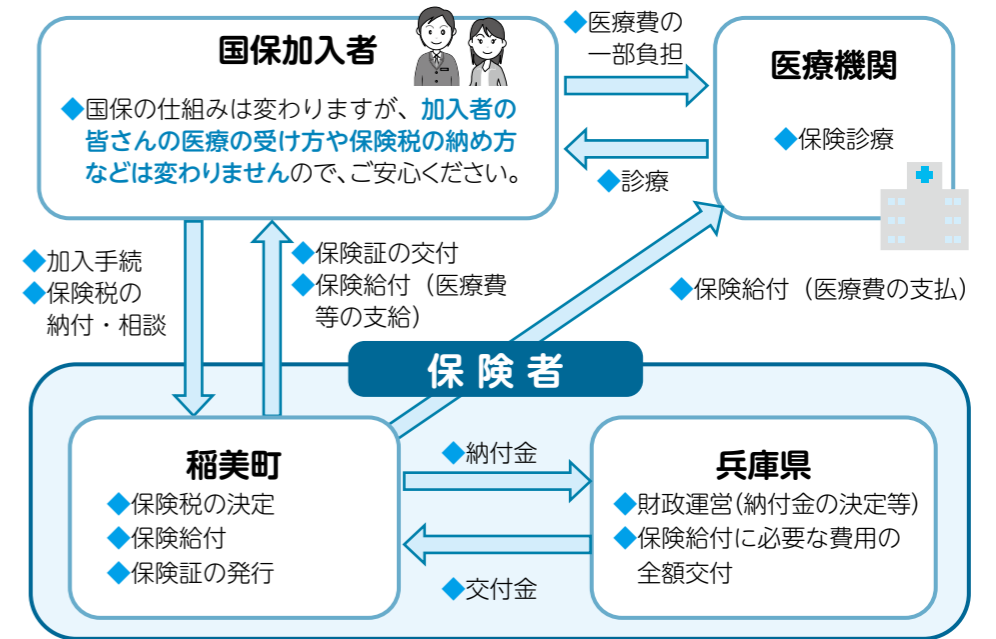
住所変更や加入脱退の手続き、療養費の給付手続き、保険証の交付などはこれまでどおり、稲美町が窓口となります。

また、国民健康保険税も稲美町が賦課・決定し、保険税の納税通知書を送付します。

なお、平成30年度の保険税率については前年度と同じです。

納付の回数は、7月から翌2月の8回でしたが、平成30年度から、7月から翌3月までの9回に変わります。(年金からの引き落としの人の納付回数は変わりません)

### 平成30年度からの国保の仕組み



問合せ 保険証や医療給付に関すること……………住民課 保険年金係 ☎492-9135  
保険税に関すること……………税務課 住民税係 ☎492-9132

## 国民年金情報 学生納付特例制度について

本人の所得が一定以下の学生は、申請により在学期間中の国民年金保険料（平成30年度は月額16,340円）の納付が猶予される学生納付特例制度を利用できます。

申請時点から2年1カ月前までの期間について、さかのぼって学生納付特例を申請できます。

対 象	本人の所得が一定以下で、保険料を納めるのが困難な学生
申請方法	◎昨年度猶予され今年度も在学予定の場合 → 『ハガキ形式』の学生納付特例申請書が届きましたら、必要事項をご記入のうえ返送してください。 ◎初めて申請する場合など → 「学生証」または「在学証明書」をお持ちのうえ、役場に申請してください。 (注)「学生証」は平成30年度に有効なもの、「在学証明書」は平成30年4月1日以降に発行されたものを添付してください。
所得基準	学生本人の前年所得が118万円以下（*失業等による特例制度もあります）
審査結果	承認（却下）通知を本人あてに送付します。
承認期間	4月（または20歳到達月）から翌年の3月まで（*年度ごとに申請が必要です）
承認内容	①承認期間中の一定以上の障害など不慮の事態には、障害基礎年金等が支給されます。 ②承認期間は、将来受け取る老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されない期間になります。 ③承認期間は、10年以内であれば、さかのぼって納めること（追納）ができます。（承認を受けた年度以降3年度目からは、当時の保険料額に加算がつかず）

申請期間 4月2日（月）～随時受付（早めに申請してください）

問 合 先 住民課 保険年金係 ☎492-9135 加古川年金事務所 ☎427-4740



## 第2期稲美町国保データヘルス計画・第3期稲美町特定健康診査等実施計画を策定しました

医療費の適正化を目指すための計画として「第2期稲美町国保データヘルス計画・第3期稲美町特定健康診査等実施計画」を策定しました。健康・医療情報や特定健康診査結果等により医療費の現状や稲美町国民健康保険加入者の健康課題等を把握し、それに基づいた保健事業を実施します。計画期間は平成30～35年度です。

### <計画に基づいて行う事業の概要>

- ◆特定健康診査受診勧奨事業  
特定健康診査を受診していない人を対象として、特定健康診査の受診を促します。
- ◆特定保健指導利用勧奨事業  
特定保健指導を利用していない人を対象として、特定保健指導の利用を促します。
- ◆生活習慣病重症化予防事業  
生活習慣病による医療受診が想定され、効果的な対策が可能と思われる高血圧症、糖尿病を対象に医療受診勧奨を重点的に行います。
- ◆生活習慣病予防知識の普及啓発事業  
生活習慣病の予防対策として、健康教育や啓発活動を実施します。
- ◆糖尿病性腎症重症化予防事業  
平成29年度に県と県医師会とで締結された連携協定に基づき、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実施します。
- ◆健康支援員事業の推進  
健康寿命の延伸と健康習慣の定着化を目指し、住民一人ひとりの生活習慣改善に向けた予防的知識の周知を行います。
- ◆ジェネリック医薬品差額通知事業  
レセプトデータからジェネリック医薬品への切り替えによる薬剤費軽減額が一定以上の対象者に通知を送付することで、ジェネリック医薬品への切り替えを促します。

問合せ 住民課 保険年金係 ☎492-9135